

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における  
看護師派遣契約仕様書

この仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）の運営する新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設において勤務する看護師について、派遣事業者（以下「乙」という。）が実施する派遣業務に関して、必要な事項を定める。

1 件名

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における看護師派遣契約

2 契約の期間

令和3年4月1日から令和3年6月30日まで

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、期間を延長する可能性がある。

3 派遣場所

県が指定する場所

- ・成田ゲートウェイホテル（千葉県成田市大山658）
- ・ザエディスターホテル成田（千葉県成田市東町168-1）
- ・東横INN千葉みなと駅前（千葉県千葉市中央区中央港1-23-1）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、派遣場所を追加又は変更する場合がある。

4 看護師の資格条件

宿泊療養施設に派遣する看護師は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 看護師資格を有し、病院等における看護師業務の実務経験が1年以上あること。
- (2) 現場の関係者との協力体制を構築し、業務を円滑に遂行する能力を有すること。
- (3) 業務を遂行する上で心身ともに健康であること。
- (4) 緊急時において、医師又は現場の責任者の指示に従い、適切な対応ができること。

5 就業日及び就業時間

(1) 就業日

令和3年4月1日から令和3年6月30日までの各日（休日及び祝日を含む。）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、期間を延長する可能性がある。

(2) 就業時間

ア 日勤 午前8時30分から午後5時30分まで（休憩は、正午から午後1時まで）

イ 夜勤 午後5時から翌午前9時まで（休憩は、午前1時から午前5時まで）

※休憩時間中であっても、療養者の容態の急変など急を要する場合は、業務に当たる必要があるため、指定の時間に休憩を取ることができないことがある。

※指揮命令者が必要と判断した場合は、時間外勤務を命じる場合がある。

## 6 派遣業務内容

### (1) 日勤

- ア 毎日午前9時頃から、内線電話等で療養者の体調を聴取し、記録を作成
  - イ 医師による療養者診察の補助（診察を必要とする療養者の抽出、内線電話での呼出し等）
  - ウ 療養者からの健康状態に関する電話相談の受付（随時）
  - エ 療養者が新たに入所する際の出迎えや案内
  - オ 療養者が退所する際の案内
  - カ 日勤・夜勤の交代時間（午前8時30分から午前9時まで、午後5時から午後5時30分まで）における業務の引継ぎ・申し送り事項の伝達
  - キ 症状の悪化や容体の急変などについて、療養者から電話連絡があった場合、症状等の聴取、オンコール当番の医師への電話連絡、緊急搬送の必要が生じたときの救急隊の取り次ぎ等の対応業務
  - ク 療養者の症状が悪化し、医師が必要と認めた場合の療養者への酸素吸入器の使用説明
  - ケ 県職員スタッフの健康チェック
  - コ 上記ア～ケの遂行に必要な附随業務
- ※一部業務は、防護具（マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）を着用してレッドゾーンに入り、陽性の療養者と対面する業務となる。

### (2) 夜勤

- ア 療養者からの健康状態に関する電話相談の受付（随時）
  - イ 日勤者の作成した記録簿の整理
  - ウ 日勤・夜勤の交代時間（午前8時30分から午前9時まで、午後5時から午後5時30分まで）における業務の引継ぎ・申し送り事項の伝達
  - エ 症状の悪化や容体の急変などについて、療養者から電話連絡があった場合、症状等の聴取、オンコール当番の医師への電話連絡、緊急搬送の必要が生じたときの救急隊の取り次ぎ等の対応業務
  - オ 療養者の症状が悪化し、医師が必要と認めた場合の療養者への酸素吸入器の使用説明
  - カ 上記ア～オの遂行に必要な附随業務
- ※一部業務は、防護具（マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）を着用してレッドゾーンに入り、陽性の療養者と対面する業務となる。

## 7 派遣人員

- (1) 乙は、乙に所属する看護師のうち、特定の看護師をあらかじめ派遣対象者として定め、契約期間中、甲が指示する人数を常に間断なく派遣するものとする。
- (2) 乙は、看護師の派遣に当たっては、月ごとに日勤及び夜勤に当たる者の氏名及び就業日を記載した一覧表を作成し、甲に対し、毎月提出するものとする。また、一覧表に変更が生じたときは、その都度一覧表を作成し、再提出するものとする。
- (3) 派遣人数は、次の人数をそれぞれ標準とし、療養者数、業務量等に応じ増減する。この場合において、増減は甲の事前の指示によって行うものとする。なお、最大派遣人数は、各施設1日当たり、日勤5名及び夜勤2名とする。
  - ・成田ゲートウェイホテル 1日当たり日勤4名及び夜勤1名

- ・ ザエディスターホテル成田 1日当たり日勤3名及び夜勤1名
  - ・ 東横INN千葉みなと駅前 1日当たり日勤3名及び夜勤1名
- (4) あらかじめ定める派遣対象者の人数は、52名程度とする。
- (5) 甲は、県内の感染状況、その他の事由により、宿泊療養施設を休止する場合、乙に対して派遣の中断を依頼し、個別派遣契約を解除する。この場合において、当該解除が甲の責に帰すべき事由により個別派遣契約の契約期間が満了する前に行われるものであるときは、甲は乙に対し、速やかに契約解除の予告をしなければならないものとする。
- (6) 前項後段の場合において、契約解除の予告日から契約の解除を行おうとする日までの期間が30日に満たない場合であって、前記(2)の規定により作成された一覧表に基づき、既に就業日の指定が行われている派遣予定日があるときは、甲は乙に対し、当該派遣予定に係る派遣料金の10分の6に相当する額を支払う。
- (7) 甲は、県内の感染状況等により、休止させた宿泊療養施設を再開させる場合は、乙に対して派遣の再開を依頼し、個別派遣契約を締結する。乙は、依頼を受けた場合、甲の指示する日から、甲の指示する人数を常に間断なく派遣するものとする。なお、甲は、派遣の再開を依頼する場合には、派遣を再開する日から2週間前までに、乙に対して通知するものとする。

## 8 実施報告及び支払

乙は、月ごとに、看護師の派遣業務の履行実績について、翌月までに甲に報告し、検査を受けるものとする。甲の検査終了後、検査結果に基づく請求書を甲に提出することにより、代金の支払を請求するものとする。

## 9 その他

- ・ 看護師の派遣ができない場合、宿泊療養事業の継続が困難となるため、年末年始等の祝休日を含む全契約期間において、責任をもって前記「7 派遣人員」に定める人数の看護師を確保し、派遣すること。
- ・ 成田ゲートウェイホテルは、最寄駅（JR成田駅）から遠く、バス等の公共交通機関がないことに留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双方協議の上決定する。